

平成26年度

精神保健福祉センター一所報

(第38集)



熊本県精神保健福祉センター



目 次

I センター施設等概要

| | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 業務 | 1 |
| 2 | 沿革 | 1 |
| 3 | 歴代所長 | 1 |
| 4 | 施設の概要 | 2 |
| 5 | 職員の構成 | 2 |
| 6 | 歳入歳出決算状況 | 2 |
| 7 | センター条例 〈抜粋〉 | 3 |

II センター業務概要

| | | |
|----|------------------------|----|
| 1 | 企画立案 | 4 |
| 2 | 技術指導及び技術援助 | 5 |
| 3 | 教育研修 | 7 |
| 4 | 普及啓発 | 13 |
| 5 | 精神保健福祉相談及び診療 | 15 |
| 6 | 組織育成 | 16 |
| 7 | アルコール関連問題対策事業 | 19 |
| 8 | 思春期精神保健対策事業 | 22 |
| 9 | DV対策支援事業 | 25 |
| 10 | 薬物関連問題対策事業 | 26 |
| 11 | 自殺対策推進事業 | 27 |
| 12 | 精神医療審査会 | 29 |
| 13 | 自立支援医療及び精神障害者保健福祉手帳判定会 | 30 |

III 学会・研究会活動報告

| | | |
|---|-------------------------|----|
| 1 | 九州アルコール関連問題学会 熊本大会 | 31 |
| 2 | 熊本精神科リハビリテーション研究会 | 33 |
| 3 | 自殺予防ゲートキーパー養成研修に関する調査研究 | 34 |

<資 料>

| | | |
|--|----------------|----|
| | 精神保健福祉センター運営要領 | 40 |
|--|----------------|----|

I センター施設等概要

1 業務

精神保健福祉センターは、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、知識の普及を図り、調査研究を行い、並びに相談及び指導のうち複雑困難なものを行うと共に、精神医療審査会の事務並びに法第45条第1項の申請に対する決定及び障害者自立支援法第52条第1項の支給認定に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするもの等を行う施設です。（「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」昭和25年法律第123号）「精神保健福祉センター運営要領」（平成18年12月22日障発第1222003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づく精神保健福祉センターの目標は、地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助に至るまでの広範囲にわたるとされ、以下の業務を行っています。

なお、平成24年4月からは熊本市の政令指定都市移行に伴い、熊本市にも「こころの健康センター」が設置されました。これにより、熊本市在住の方はこころの健康センターで、熊本市以外に在住の方は精神保健福祉センターで対応することとなり、利便性の向上や、相談・支援体制の強化が図られました。

- 1) 企画立案
- 2) 技術指導及び技術援助
- 3) 教育研修
- 4) 普及啓発
- 5) 精神保健福祉相談及び診療
- 6) 組織育成
- 7) アルコール関連問題対策事業
- 8) 思春期精神保健対策事業
- 9) DV対策支援事業
- 10) 薬物関連問題対策事業
- 11) 自殺対策推進事業
- 12) 精神医療審査会の審査に関する事務
- 13) 自立支援法医療費判定及び精神障害者保健福祉手帳の認定

2 沿革

| | |
|-------------|---------------------------|
| 昭和38年10月17日 | 熊本県精神衛生相談所開設（県中央保健所内） |
| 昭和46年 9月30日 | 熊本県精神衛生センター設置条例制定（条例第60号） |
| 昭和47年 4月 1日 | 熊本市水道町9番16号に新築、開設 |
| 昭和47年 6月17日 | 保険医療機関として指定（熊公197） |
| 昭和56年 2月 5日 | 3階増築工事竣工（教育研修部門） |
| 平成 元年 4月 1日 | 熊本県精神保健センターに名称変更 |
| 平成 7年 7月 1日 | 熊本県精神保健福祉センターに名称変更 |
| 平成23年 1月 4日 | 熊本市月出3丁目1番120号（旧保育大学校）に移転 |

3 歴代所長

| | | | | |
|----|--------|---------|---|---------|
| 初代 | 藤田 英介 | 昭和47年4月 | ～ | 昭和50年3月 |
| 二代 | 有働 信昭 | 昭和50年4月 | ～ | 昭和54年3月 |
| 三代 | 南 龍一 | 昭和54年4月 | ～ | 平成 5年3月 |
| 四代 | 児玉 修 | 平成 5年4月 | ～ | 平成 9年3月 |
| 五代 | 中田 榮治 | 平成 9年4月 | ～ | 平成12年3月 |
| 六代 | 舛井 幸輔 | 平成12年4月 | ～ | 平成15年3月 |
| 七代 | 中島 央 | 平成15年4月 | ～ | 平成24年3月 |
| 八代 | 児玉 修 | 平成24年4月 | ～ | 平成25年3月 |
| 九代 | 山口 喜久雄 | 平成25年4月 | ～ | |

4 施設の概要

- 位 置 熊本市東区月出3丁目1番120号
- 名 称 熊本県精神保健福祉センター
- 敷 地 4,440.37㎡
- 建 物 (鉄筋コンクリート)

| 本館 | | 倉庫 | |
|----|-----------|----|----------|
| 1階 | 838.217㎡ | 1階 | 366.617㎡ |
| 2階 | 597.915㎡ | | |
| 延 | 1436.132㎡ | 延 | 366.617㎡ |

電話 096-386-1255 (業務用) 096-386-1258 (手帳・自立用)
 096-386-1166 (相談用) 096-386-5310 (精神医療審査会用)
 FAX 096-386-1256

住所 〒862-0920 熊本市東区月出3丁目1-120

< ホームページ >

URL <http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/36/>

メールアドレス seishinhose@pref.kumamoto.lg.jp

5 職員の構成

| 平成27年3月末日現在 | | | | | | | | |
|-------------|-----|-----|-----|-----|--------------|--------------|--------------|----|
| 区 分 | 医 師 | 事 務 | 心理士 | 保健師 | 電 話 相 談 員 | 酒 害 相 談 員 | 生 活 相 談 員 | 計 |
| 職員 (常勤) | 2 | 5 | 3 | 2 | | | | 12 |
| 非常勤嘱託 | 8 | 3 | 3 | | 5 | 2 | 2 | 23 |
| 計 | 10 | 8 | 6 | 2 | 5 | 2 | 2 | 35 |

6 歳入歳出決算状況

(1) 歳 入 305,259円
 使用料及び手数料 119,326円
 諸収入 185,933円

(2) 歳 出 (単位：円)

| 科 目 | 決算額 | 内 訳 | | | 備 考 |
|-------------------|------------|------------|--------|--------|--------------------|
| | | 衛生費 | 民生費 | 総務費 | |
| (項) (目) (計) | 48,407,650 | 48,235,631 | 94,666 | 77,353 | |
| 報 酬 | 17,052,798 | 17,052,798 | | | 非常勤23名、委員14名分 |
| 共 済 費 | 1,925,186 | 1,925,186 | | | 非常勤6名、育休代替1名分 |
| 報 償 費 | 12,888,578 | 12,888,578 | | | 研修会講師謝金、相談員等謝金、文書料 |
| 旅 費 | 2,769,946 | 2,620,927 | 71,666 | 77,353 | 普通旅費及び費用弁償 |
| 需 用 費 | 4,568,788 | 4,545,788 | 23,000 | | 庁舎維持費、消耗品等 |
| 役 務 費 | 712,831 | 712,831 | | | 電話代、郵便料等 |
| 委 託 料 | 8,148,412 | 8,148,412 | | | 庁舎管理業務、自殺予防対策業務 |
| 使 用 料 及 び 借 借 | 185,111 | 185,111 | | | 各種機器リース料・施設使用料 |
| 負担金、補助及び交付金 | 156,000 | 156,000 | | | 熊本県精神科病院協会費等 |
| 公 課 費 | - | - | | | |

7 熊本県精神保健福祉センター条例（最終改正：平成20年3月31日）

昭和46年9月30日
熊本県条例第60号

熊本県精神保健福祉センター設置条例をここに公布する。
熊本県精神保健福祉センター設置条例

（設置）

第1条 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及、調査研究、相談及び指導を行うため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条の規定に基づき、熊本県精神保健福祉センター（以下「精神保健福祉センター」という。）を熊本市に置く。

（組織）

第2条 精神保健福祉センターに、所長及び必要な職員を置く。

（所長）

第3条 所長は、知事の命を受け、精神保健福祉センターの業務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

第4条 診療を受ける者及び検査を依頼する者は、その都度使用料を納めなければならない。

2 前項の使用料の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）第1号及び第2号の規定により算定した額とする。

3 既納の使用料は、返還しない。

（使用料の減免）

第5条 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

（雑則）

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

（参 考）

熊本県手数料条例（平成12年3月23日公布、熊本県条例第9号）第2条に定める手数料の額

| | | | | |
|---------------|------------------------|-----|-------|------|
| 641 | 熊本県精神保健福祉センターによる診断書の交付 | 手数料 | 1通につき | 780円 |
| 642 | 熊本県精神保健福祉センターによる証明書の交付 | 手数料 | 1通につき | 620円 |
| *（平成26年4月1日～） | | | | |

II センター業務概要

1 企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、熊本県の健康福祉部及び関係諸機関に対し、専門的な立場から、社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等を行っています。

1 熊本県精神保健福祉審議会（所長は行政関係委員）

| No. | 期 日 | 審 議 等 内 容 | 参加委員 |
|-----|--------|-----------|------|
| 1 | 平成26年度 | 開催なし | — |

2 熊本県精神科救急医療体制連絡調整委員会

精神障がい者の地域医療の充実と社会復帰の促進を図るため、熊本県の精神科救急医療体制のあり方について平成8年度から検討が重ねられ、平成10年1月1日から「熊本県精神科救急医療体制整備事業」を、平成24年9月1日から「熊本県精神科救急情報センター事業」を、熊本県精神科病院協会（現：熊本県精神科協会）に委託して実施しています。また、平成26年4月1日からは、身体合併症救急医療確保事業を独立行政法人国立病院機構熊本医療センターに委託して実施しています。

精神科救急医療体制の円滑かつ適正な運営を図るために、本委員会を平成9年度から設置。健康福祉部 子ども・障がい福祉局障がい者支援課主管。

| No. | 期 日 | 協 議 等 内 容 | 参加委員 |
|-----|-----------------|--|------|
| 1 | 平成26年 12月26日 | (1)平成25年度及び平成26年度上半期の熊本県精神科救急医療体制整備事業及び熊本県精神科救急情報センター事業の実施状況について (2)平成26年度上半期の熊本県身体合併症救急医療確保事業の実施状況について | 16人 |

2 技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から積極的な技術指導及び技術援助を行っています。

○活動実績（厚生労働省報告例による）

| 業務 事業名 | | 技術指導・技術援助 | | | | |
|-------------|-------|---------------|----------------|-----------|-----------|-----------|
| | | 個別ケース処遇 | | | 関係機関事業 | |
| | | 来所 件数 回 | 電話等 件数 回 | 検討会 件数 | 来所等 回数 | 出張分 回数 |
| 一般事業 | | 4 | 34 | 3 | 4 | 17 |
| 特定相談事業 | 思春期 | 1 | 22 | 2 | 4 | 1 |
| | アルコール | 1 | 2 | 1 | 3 | |
| 薬物 | | | 3 | | 2 | 1 |
| ギャンブル | | | 1 | | | |
| 社会復帰促進事業 | | 1 | 1 | 1 | 2 | 8 |
| 心の健康づくり推進事業 | | 1 | 8 | | 10 | 4 |
| 老人精神保健 | | | 2 | | | 3 |
| ひきこもり | | 2 | 19 | 2 | 5 | 5 |
| 自殺関連 | | | 5 | | 7 | 34 |
| 犯罪被害 | | | 1 | | 2 | 1 |
| 災害 | | | | | 3 | |
| 合計 | | 10 | 98 | 9 | 42 | 74 |
| | | 117 | | | 116 | |

1 個別ケースの処遇についての技術指導・援助（延べ件数）

他機関の個別のケースの処遇について、関係機関に対し、技術指導・援助した件数を各区分ごとに計上。

| | 技術指導・援助（個別ケース分）（延べ件数） | | | | | | | | | | | | 計 |
|----------|-----------------------|------|-------|----|-------|-----|---------|-------|------|------|----|-----|-----|
| | 老人精神保健 | 社会復帰 | アルコール | 薬物 | ギャンブル | 思春期 | 心の健康づくり | ひきこもり | 自殺関連 | 犯罪被害 | 災害 | その他 | |
| 保健所 | 1 | | 1 | 2 | | 3 | 4 | | | | | 13 | 24 |
| 市町村 | | | 1 | | | 9 | 1 | 5 | 4 | 1 | | 2 | 23 |
| 福祉事務所 | | | | | | 1 | | | | | | | 1 |
| 医療施設 | 1 | | | | | 2 | 1 | | | | | 19 | 23 |
| 老人保健関係施設 | | | | | 1 | | | 2 | | | | | 3 |
| 社会復帰施設 | | 1 | | 1 | | | | 1 | | | | | 3 |
| 社会福祉施設 | | | | | | | | 5 | | | | | 5 |
| 教育関係機関 | | | 2 | | | 7 | | | | | | 1 | 10 |
| その他 | | 2 | | | | 3 | 3 | 10 | 1 | | | 6 | 25 |
| 計 | 2 | 3 | 4 | 3 | 1 | 25 | 9 | 23 | 5 | 1 | | 41 | 117 |

2 関係機関の事業等への技術指導・援助（出張分）

他機関の主催する会議や研修会等の事業において、助言や講演等の技術指導・援助した件数を各区分ごとに計上。

| | 技術指導・援助（関係機関事業 出張分）（延件数） | | | | | | | | | | | | |
|----------|--------------------------|------|-------|----|-------|-----|---------|-------|------|------|----|-----|----|
| | 老人精神保健 | 社会復帰 | アルコール | 薬物 | ギャンブル | 思春期 | 心の健康づくり | ひきこもり | 自殺関連 | 犯罪被害 | 災害 | その他 | 計 |
| 保健所 | | | | | | | | 1 | 20 | | | 9 | 30 |
| 市町村 | | | | | | | | 1 | 6 | | | | 7 |
| 福祉事務所 | | | | | | | | | | | | | |
| 医療施設 | 3 | | | | | | | | 1 | | | 1 | 5 |
| 老人保健関係施設 | | | | | | | | | | | | | |
| 社会復帰施設 | | 5 | | | | 1 | | | | | | | 6 |
| 社会福祉施設 | | | | | | | | | | | | 1 | 1 |
| 教育関係機関 | | | | | | | | 1 | | | | 2 | 3 |
| その他 | | 3 | | 1 | | | 4 | 2 | 7 | 1 | | 4 | 22 |
| 計 | 3 | 8 | | 1 | | 1 | 4 | 5 | 34 | 1 | | 17 | 74 |

3 教育研修

センターでは、地域や職域において精神保健福祉に携わっている人や職員等に対し、種々の研修を行っています。

研修内容は、精神保健福祉に初めて携わる人から高度でかつ専門的な知識や技術の修得を目指す人まで幅広く、それぞれの目的に応じて参加できるように企画しています。

平成26年度 教育研修実施状況

○活動実績

(厚生労働省報告例による)

| 業 務 事業名 | | 研修会（講習会） ※対象者毎集計 | | |
|-------------|-------|---------------------|-----|-------|
| | | 件数 | 延日数 | 延参加 |
| | | (回) | | 者数 |
| 一 般 事 業 | | 4 | 4 | 151 |
| 特定相 談事業 | 思 春 期 | 2 | 2 | 415 |
| | アルコール | 7 | 7 | 183 |
| 薬 物 | | | | |
| ギ ャ ン ブ ル | | | | |
| 社会復帰促進事業 | | | | |
| 心の健康づくり推進事業 | | 2 | 2 | 83 |
| ひ き こ も り | | 2 | 2 | 281 |
| 自 殺 関 連 | | 24 | 24 | 863 |
| 犯 罪 被 害 | | | | |
| 災 害 | | 1 | 1 | 75 |
| 合 計 | | 42 | 42 | 1,906 |

| | 研修会（講習会） ※対象者毎集計 | |
|----------|---------------------|-------|
| | 延件数 | 参加延人数 |
| 保 健 所 | 17 | 58 |
| 市 町 村 | 32 | 347 |
| 福祉事務所 | 6 | 23 |
| 医療施設 | 27 | 362 |
| 介護老人保健施設 | 1 | 8 |
| 社会復帰施設 | 11 | 97 |
| 社会福祉施設 | 11 | 113 |
| 教育関係機関 | 14 | 381 |
| そ の 他 | 29 | 517 |
| 計 | 148 | 1,906 |

1 地域精神保健福祉専門技術研修

惨事ストレスケア研修会：（開催場所：県庁地下大会議室）惨事ストレスのハイリスク者である消防職員に対し、惨事ストレスがもたらす心理的反応を理解し、その対応を学び継続的な支援とこころの健康維持を図ることを目的に実施しました。

| 期 日 | 内 容 | 講 師 | 参加人数 |
|--------------------------|---------------------------|--------------------------------|------|
| 11月21日（金） 10:00～16:00 | 講演 「消防職員の惨事ストレスの理解と対応」 | 兵庫県こころのケアセンター 臨床心理士 大澤 智子 氏 | 75 |

2 地域精神保健福祉対策研修

地域精神保健福祉担当者研修会（開催場所：八代、玉名、嘉島、天草）

| 期 日 | 内 容 | 講 師 | 参加人数 |
|-----------------------------|--|---|--------------|
| 5月21日 (水) 八代地域振 興局 | ※内容は、4カ所とも同様 1 精神保健福祉センターについて 2 高次脳機能障害について | 1 熊本県精神保健福祉センター 保健師 宮本 靖子 | 5月21日 30人 |
| 5月26日 (月) 玉名地域振 興局 | | 2 高次脳機能障害支援センター 支援コーディネーター 田中 希 | 5月26日 35人 |
| 6月4日 (水) 嘉島町役場 | 3 精神疾患の特徴と治療について 4 支援者のストレスケアについて講 義・演習 5 参加者の紹介と情報交換 6 依存症と自殺 | 3 熊本県精神保健福祉センター 次長 矢田部 裕介 | 6月 4日 43人 |
| 6月6日 (金)天草 地域振興 局 | | 4 日本ヨーガ療法学会認定ヨーガ療法士 今村 たか子 | 6月6日 43人 |
| | | 5 熊本県精神保健福祉センター職員 | 合計 151人 |
| | | 6 (八代)八代更生病院医師 阿部 恭久 (玉名)菊池有働病院医師 大塚 直尚 (嘉島)益城病院医師 松永 哲夫 (天草)酒井病院医師 酒井 透 | |

3 精神保健課題研修

(1) ストレスケア研修

| 期日・場所 | 内 容 | 講 師 | 参加人数 |
|---------------|-------------------------------|------------------------------|--------------|
| 5月21日 (八代) | (地域精神保健福祉担当者研修会 の内容に含めて実施) | 日本ヨーガ療法学会認定ヨーガ療法 士 今村 たか子 | 5月21日 30人 |
| 5月26日 (玉名) | | | 5月26日 35人 |
| 6月4日 (嘉島) | 支援者のストレスケアについて講 義・演習 | | 6月4日 43人 |
| 6月6日 (天草) | | | 6月6日 43人 |
| | | | 計151人 |

(2) 思春期精神保健対策専門研修 (医療・保健・福祉・教育関係者対象)

| 期日・場所 | 内 容 | 講 師 | 参加人数 |
|--------------|---|--|------------|
| 8月 7日 (木) | 1. 講義 「子ども・若者の精神保健 (概論)」 | 1. ピネル記念病院 院長 富田 正徳 氏 | のべ 415人 |
| | 2. 講義 「当事者から学ぶ発達障がい児・者の成長モデル ～自己感の語りを促すために～」 | 2. 崇城大学 准教授 園部 博範 氏 | |
| | 3. 講義およびワーク 「感情コントロールに困難を抱える発達障がいの子ども達の理解と支援」 | 3. 希望ヶ丘病院 親と子の支援センター hopehill (ホープヒル) センター長 下田 健一朗 氏 | |
| 8月8日 (金) | 4. 講義 「性暴力被害に遭った子ども達とその家族に寄り添う支援」 | 4. 熊本大学教育学部附属実践教育総合センター シニア教授 浦野 エイミ 氏 | |
| 両日とも 県立大学 | 5. 講義 「性暴力加害者児童やその家族に関わって」 | 5. 熊本県警察本部少年課 少年サポートセンター係 村田 信作 氏 | |
| | 6. 講義およびワーク 「子ども・若者及びその家族の相談支援～相談者の『リソース=資源 (能力、強さ、可能性等)』に焦点を当てたアプローチ」 | 6. 向陽台病院 院長 中島 央 氏 | |

(3) ひきこもり対策支援者養成研修

| 期日・場所 | 内 容 | 講 師 | 参加人数 |
|------------------------------|--|---|----------|
| 10月29日 嘉島町民 会館ホー ル | 「青年期以降の引きこもりへの理解と対応」 | 筑波大学人間総合科学研究科 ヒューマン・ケア科学専攻 社会精神保健学分野 教授 斉藤 環 氏 | 197 人 |
| 12月19日 グランメ ッセくま もと | 「“ひきこもり”の若者の理解とCRAFTによる家族支援の基礎」 「CRAFTを用いたひきこもりの家族支援：事例を通して学ぼう」 | ① 徳島大学大学院ソシオ・アーツ・アンド・サイエンス 研究部 准教授 堺 泉洋 氏 ② 東大阪若者サポートステーション 総括コーディネーター 岡崎 剛 氏 | 84人 |

(4) アルコール集団節酒プログラム (HAPPYプログラム)

| 期日・場所 | 内 容 | 講 師 | 参加人数 |
|----------------------------|-------------------------------|--|------|
| 9月22日 (月) 精神保健福祉センター | アルコール集団節酒プログラム (HAPPYプログラム) 1 | 精神保健福祉センター 次長 矢田部 裕介 保健師 宮本 靖子、久保 礼子 | 5 |
| 10月24日 (金) 同上 | アルコール集団節酒プログラム (HAPPYプログラム) 2 | 精神保健福祉センター 次長 矢田部 裕介 保健師 宮本 靖子、久保 礼子 | 5 |
| 1月30日 (金) 同上 | アルコール集団節酒プログラム (HAPPYプログラム) 3 | 精神保健福祉センター 次長 矢田部 裕介 保健師 宮本 靖子、久保 礼子 | 5 |

(5) 依存症の治療に関わっているスタッフミーティング

(開催場所：精神保健福祉センター)

県下で依存症治療を行っている精神科医療機関の看護師、精神保健福祉士、心理士等依存症の治療に関わっているスタッフや他の関係機関スタッフを対象に、ミーティングを開催しました。

各医療機関の治療の状況に係る情報提供や研修会、自助グループとの交流などを通じ、スタッフの研修及び情報交換の場となっています。

| No. | 期 日 | 担当医療機関 | 内 容 | 参加人数 |
|-------|--------|-------------|--|------|
| 1 | 5月 8日 | 県精神保健福祉センター | ・ 講話「アルコール依存症と認知症」 ・ 情報交換会 | 43 |
| 2 | 7月10日 | 明生病院 | ・ 台風接近により開催中止 | なし |
| 3 | 9月11日 | あおば病院 | ・ 事例検討 ・ 困難事例についての情報交換 | 41 |
| 4 | 11月13日 | くまもと心療院 | ・ 講話「生活保護受給者の支援について」 ・ グループディスカッション | 42 |
| 5 | 1月 8日 | 益城病院 | ・ 依存症家族による体験発表 ・ 講話「アルコール依存症の家族支援」 ・ グループワーク | 42 |
| 延参加者数 | | | | 168 |

4 普及啓発研修

自殺対策緊急強化基金事業

(1) 自殺対策企画研修会

(開催場所：くまもと森都心プラザ)

県内の自殺対策に従事する行政職員（保健所・市町村）、ゲートキーパー養成講師養成研修修了者を対象に、自殺対策にどのような視点で取り組むことが重要であるかを学び、地域においてより効果的な自殺対策が取り組めるよう、コーディネーターとしての役割について考えていくことを目的に研修会を開催しました。

| 期 日 | 内 容 | 講 師 | 参加人数 |
|---------------------------------|---|---|------|
| 7月2日 (水) 13:20～ 16:50 | 第1部 講演 「社会のシステムづくりとコーディネータカ」 第2部 地域の取り組み事例報告 第3部 グループワーク | 研修全体講師・講演 広島県地域保健医療推進機構 橋本 康男 氏 第2部事例報告者 あさぎり町 向坂 香織氏 山都町 佐藤 美穂氏 | 50名 |
| 1月23日 (金) 13:20～ 16:40 | 第1部 講演 第2部 グループワーク 取り組み状況紹介・発表 | 広島県地域保健医療推進機構 橋本 康男 氏 | 28名 |

(2) 遺族支援に関する研修会

(開催場所：阿蘇地域振興局、ウイング松橋)

県健康福祉部職員、市町村職員、医療機関職員、産業保健・社会復帰施設他、各相談機関の職員等や一般県民を対象に、自死遺族（遺児）の現状や想いを理解し、地域での自死遺族支援への取組を推進し、遺族同士の交流を図ることを目的として講演会及び遺族交流会を開催しました。

| 期 日 | 内 容 | 講 師 | 参加人数 |
|------------------------------|---|--------------------------------|----------------|
| 10月17日 (金) 13:00～16:30 | ・講演 「自殺の現状と遺族支援～遺族支援活動を通して～」 ・遺族交流会 | NPO法人自死遺族支援ネットワークRe 代表 山口 和浩 氏 | 講演 29 交流会 1 |
| 2月 3日 (火) 13:00～16:30 | ・講演 「自殺の現状と遺族支援～遺族支援活動を通して～」 ・遺族交流会 | NPO法人自死遺族支援ネットワークRe 代表 山口 和浩 氏 | 講演 30 交流会 1 |

(3) ゲートキーパー養成研修

保健所・市町村職員、介護支援専門員、各相談機関の職員等を対象とした圏域保健所等が主催するゲートキーパー養成研修に当センター作成の研修パッケージを用いて、自殺に傾いた人への対応として、自殺のサインに気づき、危険性を評価し、相談者を適切な機関につなげていくための知識やスキルを習得することを目的とした研修会を実施しました。

| 期 日 | 開 催 場 所 | 参加人数 |
|-----------|---|------|
| 5月20日（火） | 阿蘇地域自殺予防ゲートキーパー養成研修 阿蘇保健所 | 21 |
| 6月23日（月） | 上益城地域自殺予防ゲートキーパー養成研修 御船保健所 | 12 |
| 8月1日（金） | 天草地域自殺予防ゲートキーパー養成研修 天草保健所 | 14 |
| 8月7日（木） | 八代市教育委員会主催八代地域自殺予防ゲートキーパー 養成研修 八代市鏡支所 | 39 |
| 8月8日（金） | 宇城地域自殺予防ゲートキーパー養成研修 宇城保健所 | 13 |
| 9月19日（金） | 人吉球磨地域自殺予防ゲートキーパー養成研修 人吉保健所 | 24 |
| 9月26日（金） | 芦北・水俣地域自殺予防ゲートキーパー養成研修 水俣保健所 | 15 |
| 10月10日（金） | 菊池地域自殺予防ゲートキーパー養成研修 菊池地域振興局 | 13 |
| 2月13日（金） | 長洲町地域自殺予防ゲートキーパー養成研修 長洲町役場 | 11 |
| 3月6日（金） | 山鹿地域自殺予防ゲートキーパー養成研修 山鹿地域振興局 | 11 |

(4) ゲートキーパー講師養成研修会

当センターのゲートキーパー養成研修パッケージを活用し、圏域保健所で開催する養成研修に講師として一緒に実践でき、また市町村等で開催される地域住民等を対象にしたゲートキーパー研修会で内閣府作成のテキストとDVDを活用・実施できる人材を養成するために講師養成研修を開催しました。

| | 参加者 |
|----------|-----|
| 10月3日（金） | 39 |
| 2月6日（金） | 19 |

4 普及啓発

県規模で一般住民に対し、さまざまな媒体を通して精神保健福祉の知識、精神障害についての正しい知識、精神障害者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行っています。

○活動実績

| 業 務 事業名 | | 普及啓発 (講習会・座談会等) | | |
|-----------------------|----------------|--------------------|-----|-------|
| | | 件数 | 延日数 | 延参加者数 |
| 一 般 事 業 | | | | |
| 特 定 相 談 事 業 | 思 春 期 アルコール | 5 | 5 | 12 |
| | 薬 物 | 22 | 22 | 84 |
| | ギャンブル | | | |
| 社 会 復 帰 促 進 事 業 | | | | |
| 心 の 健 康 づ く り 推 進 事 業 | | 12 | 12 | 45 |
| 介 護 老 人 精 神 保 健 | | | | |
| う つ ・ う つ 状 態 | | | | |
| ひ き こ も り | | 93 | 93 | 706 |
| 発 達 障 害 | | | | |
| 自 殺 関 連 | | 8 | 8 | 15 |
| 合 計 | | 140 | 140 | 862 |

1 普及啓発

精神障害者（家族）に対する教室等 （開催場所：精神保健福祉センター）

| 事業名 | 対 象 | 期 日 | 参加人数 | 啓発等内容 |
|--|--------------------------------|----------------------|-------------------------------|------------------------------------|
| 依存症家族ミーティング | アルコール・薬物・ ギャンブル等依存症 者の家族 | 4月18日 | 3 | ・ 講話 ・ 当事者の体 験談を聴く ・ 意見交換 |
| | | 5月16日 | 0 | |
| | | 6月20日 | 2 | |
| | | 7月18日 | 8 | |
| | | 8月15日 | 4 | |
| | | 9月19日 | 1 | |
| | | 10月17日 | 1 | |
| | | 11月21日 | 9 | |
| | | 12月19日 | 3 | |
| | | 1月16日 | 2 | |
| | | 2月20日 | 2 | |
| | | 3月20日 | 7 | |
| | | ひきこもり 家族セミナー（偶数月） | ひきこもりの子を持 つ家族とひきこもり 当事者 | |
| 6月18日 | 6 | | | |
| 8月20日 | 4 | | | |
| 10月15日 | 10 | | | |
| 12月17日 | 8 | | | |
| 2月18日 | 12 | | | |
| 自死遺族グループミー ティング「かたらんね」 ※奇数月は当センターで 開催 ※偶数月は県内各地で開 催（人吉、八代、玉名） | 自死遺族の方 | 5月22日 | 3 | 交流会 |
| | | 6月26日 | 1 | |
| | | 7月24日 | 2 | |
| | | 8月28日 | 2 | |
| | | 9月25日 | 2 | |
| | | 10月23日 | 0 | |
| | | 11月27日 | 0 | |
| | | 12月 5日 | 0 | |
| | | 1月22日 | 1 | |
| | | 2月26日 | 2 | |
| | | 3月26日 | 3 | |

2 リーフレット等の普及啓発資料の作成・配布

| No. | 発行月 | 普及啓発資料 |
|-----|-----|---|
| 1 | 11月 | 精神保健福祉センター所報 第37集（平成25年度活動実績） *16年度からホームページ掲載とし、印刷物は発行していない。 |
| 2 | 12月 | 「くまモン」ピンバッジ製作配布 ・自殺対策の支援者であるゲートキーパー養成講座の修了生に活動のシンボルとして配布 |
| 3 | 1月 | 「ゲートキーパーを知っていますか？」 「ストレスケアガイドブック」 |
| 4 | 1月 | 「大切な人を自死で亡くされた方へ」 |
| 5 | 3月 | 「くまモンとヨーガ」DVD、マニュアル本、リーフレットを製作し、関係機関や研修会等で配布 |

3 精神保健福祉大会等の後援・協力等

| 期日 | 主催 | 名称 | 会場 | 参加人数 |
|--------|----------|-----------------|------------|------|
| 10月10日 | 精神保健福祉協会 | 第52回熊本県精神保健福祉大会 | 荒尾総合文化センター | 322 |

4 ビデオ等の貸し出し

当センターでは普及啓発の一環として、ビデオ・DVDの貸し出しを行っています。
平成26年度の貸し出し状況については、以下のとおりです。

| | 種目 | 利用件数（延べ） |
|------------|------------|----------|
| ビデオ DVD | 一般精神保健福祉関係 | 7件 |
| | アルコール関係 | 1件 |
| | 老人保健福祉関係 | 1件 |
| | 思春期保健福祉関係 | 1件 |
| | 薬物保健福祉関係 | 1件 |
| | 合計 | 7件 |

5 精神保健福祉相談及び診療

当センターでは、保健所及び関係機関が取り扱った事例のうち、複雑又は困難なものの相談指導を実施し、適切な処置を行っていますが、このような複雑困難な事例に限らず、必要に応じて対応しています。年齢層は高校生から高齢者まで幅広く、相談内容も多岐にわたっています。

相談の形態は来所相談と電話相談に分かれますが、電話相談の場合はできるだけ来所を促し、時間をとって対応できるよう努めています。

1 相談等の概要

(1) 来所相談体制

相談スタッフは、センター職員及び非常勤職員（精神科医師、心理職）で対応しています。相談は予約制をとっていますが、緊急時の相談はこの限りではありません。

(2) 電話相談体制

5人の電話相談専門の非常勤職員を配置し、専用の回線で受理しています。この他、職員も対応しています。（受付時間は9時から16時まで。）

2 相談等の実人員について（厚生労働省報告例による）

来所・電話相談件数

| | 来所 | 電話 |
|---------|-----|-------|
| 一般 | 20 | 301 |
| 思春期 | 54 | 112 |
| アルコール | 8 | 82 |
| ギャンブル | 23 | 68 |
| 薬物 | 21 | 47 |
| 社会復帰 | 11 | 42 |
| 心の健康づくり | 543 | 2,624 |
| 老人精神保健 | 2 | 34 |
| うつ・うつ状態 | 32 | 1,462 |
| 摂食障害 | 13 | 10 |
| 計 | 727 | 4,782 |

●月別相談件数7

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 来所 | 82 | 77 | 65 | 65 | 59 | 63 | 57 | 63 | 50 | 56 | 51 | 39 | 727 |
| 電話 | 423 | 423 | 428 | 430 | 395 | 409 | 423 | 373 | 331 | 342 | 344 | 461 | 4,782 |

6 組織育成

地域精神保健福祉活動の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要です。このため、センターは、家族会、患者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力しています。

○ 活動実績（厚生労働省報告例による）

| 業務 事業名 | | 組織育成 (支援) |
|-------------|-------|--------------|
| | | 延件数 |
| 一般事業 | | 49 |
| 特定相談事業 | 思春期 | 25 |
| | アルコール | 4 |
| 薬物 | | 3 |
| ギャンブル | | 1 |
| 社会復帰促進事業 | | 3 |
| 心の健康づくり推進事業 | | 9 |
| ひきこもり | | 23 |
| その他 | | 49 |
| 合計 | | 117 |

| | 組織育成 | | | | | | | 計 |
|------|------|-----|------|-----|---------|----------|-----|----|
| | 患者会 | 家族会 | 断酒会等 | 職親会 | ボランティア会 | 精神保健福祉協会 | その他 | |
| 支援件数 | 47 | - | 10 | - | - | - | 22 | 79 |

1 精神障害者家族会

熊本県精神障害者家族会連合会は、昭和46年9月に5つの病院家族会から出発した。平成2年7月には社団法人化されて「熊本県精神障害者福社会連合会」となっています。さらに、平成25年4月には、一般社団法人に移行し、「一般社団法人熊本県精神障害者福社会連合会」となりました。

精神保健福祉センターは、家族会の主催する大会や研修会に参加し、必要に応じて情報の提供や助言を行い協力しています。

| No. | 関係組織 | 期日 | 関係事業等名 | 育成・支援内容 | 参加者数 |
|-----|-------------|--------|------------------|------------|-------|
| 1 | 精神障害者福社会連合会 | 6月19日 | 第45回熊本県精神障害者家族大会 | 来賓 開催支援 | 600 |
| 2 | 〃 | 10月24日 | 第21回ふれあいピック | 来賓 開催支援 | 1,212 |

2 当事者及び家族グループ

(1) 精神障害者グループ

社会復帰施設や保健所のサロン等を核に自主的に活動されている。アクションフォーラムに参加されているので、活動の支援を実施、各地域で保健所を中心とした活動を実施される場合には、情報交換等を行っている。

(2) 断酒会・AA

熊本県断酒友の会・支部月例会・家族例会・院内ミーティング（精神科医療機関）に酒害相談員を派遣し、断酒会などの育成援助を行っています。

AAは、県下に7グループ(9会場)ありミーティングが開かれています。当センターでは、オープンミーティングの開催を関係機関に周知するなど、組織の育成の援助を行っています。

また、家族（アラノン）のミーティング（1会場）も開かれています。

(3) ギャンブル依存症・薬物依存症

○GAは、県下に3グループ（7会場）ありミーティングが開かれています。

また、家族（ギャマノン）のミーティング（1会場）も開かれています。

○NAは、1会場でミーティングが開かれています。

また、家族（ナラノン）のミーティング（1会場）も開かれています。

| No. | 関係組織 | 期 日 | 関 係 事 業 等 名 | 育成・支援内容 | 参加者数 |
|-----|-----------------------|------------------------|--|---------------|------|
| 1 | 県断酒友の会 | 6月15日 | 第28回九州ブロック熊本断酒大会 | 関係者として出席 | 648 |
| 2 | GA 太陽とひまわりの会（EA） | 7月21日 | 太陽とひまわりの会4周年記念 GA熊本グループ15周年記念 合同オープンスピーカーズミーティング | 関係者として出席 | 113 |
| 3 | AA | 9月7日 | 第24回AA熊本地区オープンスピーカーズミーティング | 話題提供 | 150 |
| 4 | アメシスト | 3月15日 | アメシスト例会 | 関係者として出席 | 13 |
| 5 | アディクションフォーラム 実行委員会 | 7月～12月 まで月1回 計6回 | 熊本アディクションフォーラム実行委員会 | 事務局 | 延121 |
| | | 11月30日 | 第14回熊本アディクションフォーラム | 助言、協力 開催支援 | |

(4) DV被害者グループミーティング

DV被害者が暴力を受け続けることにより奪われた自尊心や主体性の回復を目的とし、被害者である女性が自分自身の生き方を見直し、少しずつ自分の力を取り戻し生きていけるよう支援するミーティングを開催しています。当事者が、自由に語り合う場ですが、二次被害を防ぐため、臨床心理士がファシリテーターを務めています。平成26年度の参加者総数は、のべ39名でした。

(5) ひきこもりの本人の自助グループ

精神保健福祉センターのひきこもりの本人の集いに参加しているメンバーを対象に、つながる場、安心して過ごせる場として、平成23年9月から週1回自助グループを始められました。おしゃべり・ゲーム・スポーツなど、思い思いに過ごしつつ、互いのつながりを深めておられます。精神保健福祉センターは、会場の提供と運営への助言を行っています。平成26年度参加者総数は、のべ273名でした。

3 精神保健福祉ボランティア

精神障害者を地域で支えるため、精神保健福祉ボランティア養成講座を受講した人を中心に、自主的なボランティアグループが結成され、地域生活支援センターなど精神障がい者が地域で過ごす場所ボランティア活動が展開されています。

4 精神保健福祉協会

精神保健福祉協会は、こころの健康を広く呼びかけ、精神保健の正しい知識の普及と、障害者への理解を深めることを願って設立され、講演会・研修会や心の健康フェスタ・障がい者作品展示事業開催等の啓発活動の他、ボランティアの電話カウンセラーによる年中無休の電話相談「熊本こころの電話」を実施しています。

当センターでは、所長が協会の理事としてその運営に協力しています。

5 その他

| No. | 関係組織 | 期 日 | 関 係 事 業 等 名 | 育成・支援内容 | 参加者数 |
|-------|-------------------|--------------|-------------------------------|---------|-----------------|
| 1 | 熊本アルコール関連問題学会 | 4月16日 | 第1回九州アルコール関連問題学会熊本大会 運営委員会 | 事務局補佐 | 17 |
| | | 5月28日 | 第2回 同上 | 事務局補佐 | 16 |
| | | 6月19日 | 第3回 同上 及び第1回理事会 | 事務局補佐 | 20 |
| | | 7月16日 | 第4回 同上 | 事務局補佐 | 15 |
| | | 8月20日 | 第5回 同上 | 事務局補佐 | 14 |
| | | 9月17日 | 第6回 同上 | 事務局補佐 | 16 |
| | | 10月15日 | 第7回 同上 | 事務局補佐 | 13 |
| | | 11月12日 | 第8回 同上 | 事務局補佐 | 16 |
| | | 12月17日 | 第9回 同上 | 事務局補佐 | 15 |
| | | 1月14日 | 第10回 同上 及び第2回理事会 | 事務局補佐 | 24 |
| | | 2月18日 | 第11回 同上 | 事務局補佐 | 39 |
| | | 2月20 ~21日 | 第27回九州アルコール関連問題学会 熊本大会 | 事務局補佐 | 240 180 |
| | | 2 | 熊本DARC | 6月11日 | 熊本DARCを支援する会理事会 |
| 6月11日 | 熊本DARC理事会 | | | 会議出席 | 12 |
| 3 | 熊本精神科リハビリテーション研究会 | 4月25日 | 運営委員会 | 事務局補佐 | 10 |
| | | 6月10日 | 運営委員会・理事会 | 事務局補佐 | 19 |
| | | 9月30日 | 運営委員会 | 事務局補佐 | 5 |
| | | 10月30日 | 運営委員会 | 事務局補佐 | 10 |
| | | 11月8日 | 第31回熊本精神科リハビリテーション研究会 | 事務局補佐 | 97 |

7 アルコール関連問題対策事業

『精神保健福祉センターにおける特定相談指導事業実施要領』の「I. アルコール関連問題に関する相談指導等」に基づき、地域精神保健福祉業務の一環としてアルコール関連問題に関する知識の普及や相談指導等、総合的な対策を実施しています。

1 事業の内容

- (1) アルコール関連問題相談
- (2) アルコール（薬物）関連問題対策懇話会
- (3) 依存症の治療に関わるスタッフミーティング
- (4) 依存症家族ミーティング
- (5) 酒害相談員活動
- (6) 節酒プログラム

2 事業実績

(1) アルコール関連問題相談指導

アルコール依存者・家族及び関係者からの相談を受けており、相談件数は、以下のとおりです。

| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 来所 | 新来 | 1 | - | - | - | - | - | 1 | - | 1 | 1 | - | - | 4 |
| | 再来 | 2 | 1 | - | - | 1 | - | - | - | - | - | - | - | 4 |
| | 小計 | 3 | 1 | - | - | 1 | - | 1 | - | 1 | 1 | - | - | 8 |
| 電話 | 新規 | 8 | 3 | 2 | 6 | 5 | 5 | 4 | 7 | 3 | 4 | 3 | 5 | 55 |
| | 継続 | 9 | 1 | 1 | 2 | 1 | - | 3 | 1 | 2 | 5 | - | 2 | 27 |
| | 小計 | 17 | 4 | 3 | 8 | 6 | 5 | 7 | 8 | 5 | 9 | 3 | 7 | 82 |
| 合計 | | 20 | 5 | 3 | 8 | 7 | 5 | 8 | 8 | 6 | 10 | 3 | 7 | 90 |

(2) 依存症の治療に関わるスタッフミーティング（「普及啓発」の項に詳細を掲示）

関係職員の研修、ネットワーク構築の場として、各病院等に参加を呼びかけています。平成26年度は24機関の参加がありました。

| | 5月 | 9月 | 11月 | 1月 | 計 |
|--------|----|----|-----|----|-----|
| 関係者 | 43 | 41 | 42 | 40 | 166 |
| 当事者・家族 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 |
| 計 | 43 | 41 | 42 | 42 | 168 |

(3) 依存症家族ミーティング（「普及啓発」の項に詳細を掲示）

アルコール、薬物、ギャンブル等依存症に関する正しい知識をまず家族が持つこと、家族同士が苦労や悩みを語るにより家族自身が心身共に健康を回復することを主な目的とし、平成4年1月からアルコール家族教室を開催しました。

平成6年度からは名称をアルコール家族ミーティングと変更し自由な参加形式をとっており、毎月第3金曜日の午後開催しています。

平成23年度より、アルコールのみでなく、薬物やギャンブル等の家族も対象拡大しました。

また、今年度より、当センター内だけでなく、県内各地での開催も行いました。

当センター内ミーティング

| 月 別 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|-------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| アルコール | 1 | | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 | 1 | 16 |
| 薬物 | 2 | | 1 | 3 | 2 | | | 7 | 1 | | | 4 | 20 |
| ギャンブル | | | | 1 | | | | 1 | | | | 1 | 3 |
| その他 | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 計（人） | 3 | 0 | 2 | 6 | 4 | 1 | 1 | 9 | 3 | 2 | 2 | 6 | 39 |

地域版ミーティング

| 月 別 | 2月（人吉） | 3月（八代） | 計 |
|-------|--------|--------|----|
| アルコール | 3 | 7 | 10 |
| 薬物 | | | |
| ギャンブル | | | |
| その他 | | | |
| 計（人） | 3 | 7 | 10 |

(4) 酒害相談員活動

昭和50年から酒害問題に関する経験や知識のある者を酒害相談員として酒害相談指導事業に取り組んでいます。平成26年度は、院内ミーティングを開催している精神科医療機関に酒害相談員の派遣希望調査を行い実施しました。

○各病院 院内ミーティング等の育成の援助

| No. | 医療機関名 | 参加回数 | 事業名等 | 参加数 |
|-----|----------|------|----------------|------|
| 1 | くまもと心療病院 | 2回 | アルコール症院内ミーティング | 12人 |
| 2 | 明生病院 | 2回 | 〃 | 14人 |
| 3 | 菊池有働病院 | 2回 | 〃 | 30人 |
| 4 | 城ヶ崎病院 | 1回 | 〃 | 9人 |
| 5 | 松田病院 | 2回 | 〃 | 15人 |
| 6 | あおば病院 | 1回 | 〃 | 6人 |
| 7 | 酒井病院 | 2回 | 〃 | 20人 |
| 8 | 向陽台病院 | 1回 | 〃 | 10人 |
| 9 | 吉田病院 | 1回 | 〃 | 23人 |
| 合計 | | 14回 | | 139人 |

(5) 節酒プログラム

平成25年度より、県職員を対象とした節酒プログラム（HAPPYプログラム）を実施している。

平成26年度は5名がエントリーし、3回のセッションに参加した。

第1回：平成26年 9月22日

第2回：平成26年10月24日

第3回：平成27年 1月30日

8 思春期精神保健対策事業

センターでは、昭和55年から地域精神保健福祉業務の一環として、思春期精神保健に関する知識の普及や相談指導等の総合的対策を実施することによって、精神発達の途上にある者の精神的健康の保持増進及び適応障害の予防と早期発見を図ることを目的に事業を行っています。

1 事業の内容

思春期における様々な精神保健問題に総合的に取り組み、予防から事後指導にいたる一貫した対策事業を実施しました。

平成26年度の事業は次のとおりです。

- (1) 思春期精神保健対策専門研修会の開催
- (2) 思春期精神保健相談窓口の開設
- (3) ひきこもり家族セミナーの開催及びひきこもり本人の集いの実施
- (4) ひきこもり個別相談窓口の開設

2 事業の実績

- (1) 思春期精神保健対策専門研修会（「教育研修」の項に研修内容を掲示）

毎年、学校が夏休みの期間に県内の医療・保健・福祉・教育等の関係職員を対象に、思春期に起こりうる様々な問題に対処できるよう研修会を開催しています。

平成26年度は8月7・8日に開催し、参加者はのべ415名でした。

- (2) 思春期精神保健相談（再掲）

平成26年度も思春期精神保健窓口を開設し、精神科医師、臨床心理士等が不登校、摂食障害、自傷行為、家庭内暴力等の相談にあたっています。

相談件数は下表のとおりです。

| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|----|-------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 来所 | 新規 男 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 5 |
| | 新規 女 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 5 |
| | 新規 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 | 2 | 1 | 1 | 2 | 10 |
| | 継続 男 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 7 |
| | 継続 女 | 3 | 5 | 7 | 3 | 6 | 4 | 3 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 37 |
| | 継続 計 | 3 | 6 | 7 | 3 | 6 | 5 | 3 | 2 | 2 | 3 | 2 | 2 | 44 |
| | 計 | 3 | 6 | 7 | 3 | 6 | 5 | 6 | 3 | 4 | 4 | 3 | 4 | 54 |
| 電話 | 新規 男 | 4 | 4 | 7 | 1 | 3 | 4 | 3 | 1 | 4 | 1 | 3 | 5 | 40 |
| | 新規 女 | 1 | 4 | 2 | 1 | 6 | 5 | 6 | 1 | 3 | 2 | 3 | 3 | 37 |
| | 新規 不詳 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 新規 計 | 5 | 8 | 9 | 2 | 9 | 9 | 9 | 2 | 7 | 3 | 6 | 8 | 77 |
| | 継続 男 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 3 | 10 |
| | 継続 女 | 1 | 1 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 | 0 | 8 |
| | 継続 不詳 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 継続 計 | 2 | 1 | 2 | 1 | 0 | 3 | 1 | 2 | 0 | 0 | 3 | 3 | 18 |
| 計 | 7 | 9 | 11 | 3 | 9 | 12 | 10 | 4 | 7 | 3 | 9 | 11 | 95 | |

(3) ひきこもりに関する取り組み

①「ひきこもり本人の集い」の開催

ひきこもり本人の居場所を自宅外に設け、落ち着いた雰囲気での話し合いや仲間作りを促すなど本人の社会参加の一助となることを目的に、ひきこもり本人を対象としたデイケアを平成13年6月から実施しています。平成23年度より名称を「ひきこもりデイケア」から「ひきこもり本人の集い“ゆるっとスペース C o C o”」に変更しました。

平成26年度は、毎週水曜・金曜の週2回、開催しました。

<プログラム内容>

- 所内活動：卓球、カードゲーム、おしゃべり会、大人のぬり絵、おやつ作りなど
- 所外活動：ボーリング、バドミントン、カフェへいこう、公園散策、花見、1日旅行など
- 施設見学：福祉事業所、就労支援施設など

<月別参加者数(人)>

| 月 別 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|-----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|
| 参加者 | 82 | 92 | 73 | 86 | 74 | 62 | 58 | 51 | 31 | 34 | 23 | 40 | 706 |

(平均参加者8.5人)

②「ひきこもり家族セミナー」の開催

平成12年11月にスタートした「ひきこもり家族セミナー」は、家族がひきこもりについての理解を深めたり、同じ立場の家族と不安や葛藤、様々な気持ちを共有し、孤立感を癒す等、家族同志の交流を通して、家族自身の健康増進につながることも目的としています。

(平成26年度の話題提供)

| 回 | 日 程 | 題 目 |
|---|--------|--------------------------|
| 1 | 4月16日 | 「ひきこもりについて」～本人の応援団になろう～ |
| 2 | 6月18日 | 家族間コミュニケーションに向けて(1) |
| 3 | 8月20日 | 家族間コミュニケーションに向けて(2) |
| 4 | 10月15日 | 「暮らしを豊かにする」サポート資源の活用に向けて |
| 5 | 12月17日 | 家族もりフレッシュ～一息つきながら、応援しよう |
| 6 | 2月18日 | ご本人の体験談を聞いてみよう |

<月別参加者数(人)>

| 月 別 | 4月 | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | 2月 | 計 |
|-----|----|----|----|-----|-----|----|----|
| 参加者 | 14 | 6 | 4 | 10 | 8 | 12 | 54 |

③ 「ひきこもり個別相談窓口」の開設

ひきこもり本人または、家族のための個別相談窓口を開設しています。月に2回開設日を設け、臨床心理士、保健師、精神保健福祉相談員が予約制で、対応しています。

また、個別相談後に、本人の集いや家族セミナーをご案内したり、医師への相談及び関係機関へのつなぎやその他の社会資源の情報提供を行ったりしています。

なお、平成26年度のひきこもりに関する相談件数は以下のとおりです。

| 区分1 | 区分2 | ひきこもり | | | |
|-----|-----|-------|-----|----|-----|
| | | 男 | 女 | 不詳 | 計 |
| 電話 | 新規 | 43 | 26 | | 69 |
| | 継続 | 55 | 16 | | 71 |
| | 計 | 98 | 42 | | 140 |
| 来所 | 新規 | 10 | 4 | | 14 |
| | 継続 | 91 | 114 | | 205 |
| | 計 | 101 | 118 | | 219 |
| 計 | | 199 | 160 | | 359 |

9 DV対策支援事業

全国的にDV（配偶者等からの暴力）が大きな社会問題になり、本県の女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）に寄せられるDVに関する相談件数も年々増加しているという状況のなかで、本県に於いても「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定し、人権意識高揚のための教育・啓発や、被害者の相談から自立支援までの取り組みなどを総合的かつ効果的に進めているところです。

前述の基本計画に基づき、精神保健福祉センターでは、被害者の自立支援のために（1）DV被害者のカウンセリング及び（2）DV被害者のグループミーティングを実施し、さらに被害者支援の一環としての加害者対策という位置づけで（3）DV加害者カウンセリングを行っています。

1 事業の内容

（1）DV被害者カウンセリング

精神保健福祉相談の枠内で、DV被害者の個別カウンセリングを精神科医師や臨床心理士が担当し実施しています。目的は、暴力により支配され続けてきた被害者が、主体性を取りもどし、再び自尊心をもって生きられるようになることを支援することです。

（2）DV被害者グループミーティング

平成16年4月から臨床心理士や保健師等が担当し開催しています。目的は、個別カウンセリングと同じであるが、加えて、同じ経験をした仲間とのエンパワーメントにより、被害からの回復を促進することが大きな目的となります。DV被害者支援のなかで、危機介入的アプローチとは異なった長期的展望に立った支援という位置づけで取り組んでいます。

（3）DV加害者カウンセリング

DV被害者が安全な状態で自立できるようにするためには、加害者に対する何らかのアプローチが求められています。そこで、自己の暴力性に悩み、援助を求めている人に対して、精神科医師と臨床心理士が担当し加害者カウンセリングを行っています。また、民間団体の行う加害者プログラムへの動機づけ、紹介も行っています。

2 事業の実績

（1）DV関係精神保健相談

| | | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|----|----|---|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 来所 | 新規 | 男 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| | 新規 | 女 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 3 |
| | 新規 | 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 4 |
| | 継続 | 男 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| | 継続 | 女 | 6 | 4 | 3 | 5 | 4 | 4 | 4 | 6 | 4 | 4 | 4 | 6 | 55 |
| | 継続 | 計 | 6 | 6 | 3 | 5 | 4 | 4 | 4 | 6 | 4 | 4 | 4 | 6 | 57 |
| | 計 | | 6 | 6 | 3 | 5 | 5 | 4 | 4 | 6 | 4 | 5 | 5 | 8 | 61 |
| 電話 | 新規 | 男 | 1 | 0 | 2 | 1 | 2 | 2 | 1 | 0 | 0 | 2 | 1 | 1 | 13 |
| | 新規 | 女 | 0 | 2 | 3 | 3 | 0 | 3 | 2 | 2 | 0 | 3 | 0 | 3 | 21 |
| | 新規 | 計 | 1 | 2 | 5 | 4 | 2 | 5 | 3 | 2 | 0 | 5 | 1 | 4 | 34 |
| | 継続 | 男 | 0 | 0 | 2 | 1 | 2 | 2 | 1 | 0 | 0 | 2 | 1 | 1 | 12 |
| | 継続 | 女 | 3 | 0 | 1 | 5 | 1 | 1 | 2 | 0 | 3 | 1 | 1 | 1 | 19 |
| | 継続 | 計 | 3 | 0 | 3 | 6 | 3 | 3 | 3 | 0 | 3 | 3 | 2 | 2 | 31 |
| | 計 | | 10 | 8 | 11 | 15 | 10 | 12 | 10 | 8 | 7 | 13 | 8 | 14 | 65 |

（2）DV被害者グループミーティング

（月別参加者数）

（人）

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 人数 | 3 | 2 | 3 | 3 | 3 | 4 | 3 | 3 | 4 | 3 | 4 | 4 | 39 |

10 薬物関連問題対策事業

薬物関連問題については、電話相談及び来所による専門医の相談をはじめ、リハビリ施設である熊本DARC及び自助グループとの連携を図り本人及び家族への対応を行っています。

また、薬物関連問題に携わっている医療機関、その他の関係機関の職員を対象とした専門研修を行っています。

(1) 薬物関連問題相談

| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 来所 | 新来 | | 1 | | 2 | | | 1 | 5 | 1 | | 1 | | 11 |
| | 継続 | 2 | 4 | | 3 | 1 | | | | | | | | 10 |
| | 小計 | 2 | 5 | | 5 | 1 | | 1 | 5 | 1 | | 1 | | 21 |
| 電話 | 新規 | 8 | 7 | 4 | 4 | 4 | 1 | 3 | 4 | | 2 | | | 37 |
| | 継続 | 2 | 3 | | | 2 | 1 | | 1 | | | 1 | | 10 |
| | 小計 | 10 | 2 | 4 | 4 | 6 | 2 | 3 | 5 | | 2 | 1 | | 47 |
| 合計 | | 12 | 15 | 4 | 9 | 7 | 2 | 4 | 10 | 1 | 2 | 2 | | 68 |

(2) 熊本県版依存症回復支援プログラム（KUMARPP）

薬物依存症当事者向けの回復支援プログラムである「SMARPP」を元にテキストを作成し、熊本DARCのメンバーに協力いただき、月2回（計22回）実施しました。

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|-----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 参加者 | 4 | 9 | 5 | 8 | 6 | 2 | 7 | 9 | 3 | 8 | 10 | 13 | 84 |

(3) 熊本保護観察所との連携強化

KUMARPPの実施に伴い、熊本保護観察所との連携を強化しました。具体的には、熊本保護観察所の事業への協力等を行いました。

| 期日 | 内容 | 参加人数 |
|-------|---|------|
| 5月8日 | 薬物依存のある保護観察対象者等に対する地域支援に関する連絡協議会（関係機関として出席） | 15 |
| 7月24日 | 矯正施設に収容されている方の引受人会（講師として出席） | 20 |
| 9月12日 | 矯正施設に収容されている方の引受人会（講師として出席） | 15 |
| 9月26日 | 薬物依存のある保護観察対象者等に対する地域支援に関する連絡協議会（関係機関として出席） | 48 |
| 1月16日 | 矯正施設に収容されている方の引受人会（講師として出席） | 11 |

1 1 自殺対策推進事業

全国の自殺者が3万人を越え、自殺問題は全国的に大きな社会問題となり、自殺対策は自殺の発生やその背景（年齢層、性別、産業構造等）に地域特性があることから、その地域の実態に即した自殺対策を実施することが必要とされています。

本県においても、平成19年度から3カ年厚生労働省の「地域自殺対策推進事業」に取り組み、「広報」「ネットワーク」「地域戦略」「人材育成」「教育」を柱に事業を展開してきました。

センターでは、その中の「ネットワーク」「人材育成」の位置づけで、①自殺予防研修会・遺族支援に関する研修会 ②自死遺族グループミーティング ③自死遺族相談 ④自殺予防電話相談 等を行っています。

また、平成21年度から内閣府「地域自殺対策緊急強化基金事業」の取組として、①ゲートキーパー養成研修 ②自殺対策関連研修 を追加し地域で自殺対策に取り組む人材の育成に努めています。また平成25年度からは生きづらさを抱える若者への支援として、福祉・教育・医療・雇用等の関係機関と連携を行い、途切れない支援を行えるよう臨床心理士及び精神保健福祉士による相談支援体制を強化しました。

(1) 自殺対策関連研修会・遺族支援に関する研修会（「教育研修」の項に詳細を掲載）

行政職員（県・市町村職員）、医療機関職員、社会復帰施設、相談支援事業所等の職員等を対象に、自殺予防・遺族支援に必要な知識を習得することにより地域の自殺予防・遺族支援対策を推進することを目的として研修会を開催しました。

(2) 自死遺族グループミーティング（「普及啓発」の項に詳細を掲載）

大切な方を自死で亡くされた方々に対し、悩みや苦しみを分かち合う場を提供するとともに、専門スタッフがご遺族の支援をするミーティングを平成20年度から奇数月の第4木曜日に開催しています。

(3) 自死遺族相談

自死遺族の個別相談窓口を開設し、専任の臨床心理士が相談にあたっています。
（偶数月：第2木曜日）

(4) 九州沖縄一斉電話相談

9月9日の世界自殺予防デーから1週間の「自殺予防週間」に合わせ、九州ブロックで共通の相談期間を設け、相談時間を延長し、午前9時から午後9時の電話相談を実施しました。テレビ、新聞等のマスコミに取り上げてもらうことで、より多くの方々に関心を持っていただく機会となりました。

（相談件数88件 → 次ページに相談理由を記載）

(5) ゲートキーパー養成研修（「教育研修」の項に詳細を掲載）

保健所・市町村職員、介護支援専門員、各相談機関の職員等を対象とした圏域保健所等が主催するゲートキーパー養成研修に当センター作成の研修パッケージを用いて、自殺に傾いた人への対応として自殺のサインに気づき、危険性を評価し、相談者を適切な機関につなげていくための知識やスキルを習得することを目的とした研修会を実施しました。

（参考：～九州・沖縄一斉電話相談～における相談理由）

| 相談理由（複数回答） | 件数 |
|---------------------------------|----|
| 1 気分の落ち込み | 23 |
| 2 不安が強い・こだわりが強い | 13 |
| 3 「死にたい（死んだ方が楽だと思える）」（自殺をほのめかす） | 3 |
| 4 家族関係の悩み・ストレス | 14 |
| 5 職場関係の悩み・ストレス | 1 |
| 6 その他人間関係の悩み・ストレス | 12 |
| 7 介護（育児）疲れ | 0 |
| 8 育児の疲れ | 0 |
| 9 現在治療中の病気に関する事 | 16 |
| 10 飲酒に伴う問題 | 1 |
| 11 ギャンブルに伴う問題 | 0 |
| 12 就業に関する事（仕事がない、リストラ等） | 4 |
| 13 経済問題（収入がない） | 3 |
| 14 多重債務 | 0 |
| 15 家族、友人の死に関する事（自責の念、後追い等含む） | 1 |
| 16 その他 | 14 |

1 2 精神医療審査会

平成14年度から、法律の改正により、従来本庁で行っていた関連業務を精神保健福祉センターで行っています。

なお、平成24年度からは、熊本市の政令市移行により新たに熊本市こころの健康センターが設置されたことに伴い、（措置入院の一部を除き、）熊本市内の医療機関入院者分は熊本市精神医療審査会が対応し、県は熊本市外の医療機関入院者分の審査に対応しています。

また、審査会専用の電話を設置し、退院等請求者に対応しています。

(1) 報告書等の審査状況

| 審査項目 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|-----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 審査会開催回数 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 24 |
| 措置入院者の定期病状報告書 | 1 | 4 | 3 | 3 | 6 | 8 | 2 | 5 | 2 | 4 | 5 | 2 | 45 |
| 医療保護入院者の定期病状報告書 | 211 | 116 | 123 | 146 | 172 | 124 | 93 | 145 | 94 | 195 | 128 | 100 | 1,647 |
| 医療保護入院の入院届 | 236 | 182 | 182 | 165 | 206 | 196 | 160 | 201 | 137 | 199 | 148 | 164 | 2,176 |
| 合計 | 448 | 302 | 308 | 314 | 384 | 328 | 255 | 351 | 233 | 398 | 281 | 266 | 3,868 |

(2) 退院請求等の審査状況

| 審査項目 | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|-----------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 退院請求のみ | 審査 | 2 | 3 | 3 | 1 | 4 | | | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 19 |
| | 取下 | | 3 | 1 | | 1 | 1 | | | | 1 | | 2 | 9 |
| 退院・処遇改善請求 | 審査 | 2 | 1 | | | | | | | | | 1 | | 4 |
| | 取下 | | | | | | | | | | | | | |
| 処遇改善請求のみ | 審査 | | 1 | | | | | | | | | | | 1 |
| | 取下 | | | | | | | 2 | | | | | | 2 |
| 合計 | 審査 | 4 | 5 | 3 | 1 | 4 | | | 1 | 2 | 1 | 2 | 1 | 24 |
| | 取下 | | 3 | 1 | | 1 | 1 | 2 | | | 1 | | 2 | 11 |

13 自立支援医療及び精神障害者保健福祉手帳判定会

平成14年度から、法律の改正により、自立支援医療費（精神通院）の支給認定及び精神障害者保健福祉手帳の等級判定業務を精神保健福祉センターで行っています。（月2回の開催）

判定件数（平成26年度）

| 判定項目 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|------------------------|-------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-------|-------|--------|
| 自立支援医療申請 | 1,595 | 585 | 1,749 | 1,412 | 1,551 | 1,219 | 1,209 | 1,426 | 1,502 | 593 | 2,162 | 1,445 | 16,448 |
| 精神障害者保健福祉手帳申請 (45条) | 381 | 320 | 433 | 316 | 405 | 306 | 313 | 350 | 316 | 185 | 508 | 472 | 4,305 |
| 合計 | 1,976 | 905 | 2,182 | 1,728 | 1,956 | 1,525 | 1,522 | 1,776 | 1,818 | 778 | 2,670 | 1,917 | 20,753 |

受給者数・所持者数（過去3年度分）

| | 平成24年度末 | 平成25年度末 | 平成26年度末 |
|-----------------------|---------|---------|---------|
| 自立支援医療 【受給者数】 | 15,488 | 13,085 | 14,883 |
| 精神障害者保健福祉手帳 【所持者数】 | 7,334 | 7,750 | 7,961 |

Ⅲ 学会・研究会活動報告

1 九州アルコール関連問題学会 熊本大会

平成26年度は、第27回九州アルコール関連問題学会 熊本大会として、平成27年2月20～21日にくまもと県民交流会館パレアにおいて開催しました。

当センターは、本大会の事務局補佐として企画・運営に協力しました。

【大会テーマ】アルコール関連問題の現状を検証しよう

～アルコール健康障害対策基本法をどのようにいかすか～

平成27年2月20日（金）

分科会①「最近話題のアディクション」

（座長） 熊本県立こころの医療センター 濱元 純一
雁の巣病院 熊谷 雅之

（講師）

1. ネット依存の現状と今後の課題 希望ヶ丘病院 杉本 啓介
2. 子どものメディア依存—アディクションアプローチと第二次予防の必要性 子どもの村福岡 山本 裕子
3. 薬物依存 熊本ダルク 田邊 忠司
4. ギャンブル依存症と危険ドラッグについて 菊陽病院 尾上 毅
5. ニコチン依存症 明生病院 佐藤 英明
6. 一般総合病院におけるアルコール外来の実践 元千鳥橋病院 荒木 弘幸

分科会②「高齢者のアルコール問題」

（司会） くまもと悠心病院 宮内 大介

1. 高齢者とアルコール問題—依存症医療の立場から— 酒井病院 酒井 透
2. 高齢者とアルコール問題—認知症医療の立場から— 熊本県精神保健福祉センター 矢田部裕介

分科会③「DV・虐待とアディクション」

（司会） くまもと青明病院 井形 るり子

1. DV・虐待とアディクション くまもと青明病院 井形 るり子
2. DV・虐待とアディクション～児童相談所の業務を通して～ 熊本県福祉総合相談所 和田 登志子
3. 児童虐待とアディクション 鹿児島国際大学 岡田 洋一

分科会④特別講演「早期介入と予防」

（司会） 真和館 村崎 丈子

1. 早期介入と予防 肥前精神医療センター 武藤 岳夫

分科会⑤特別講演「私の依存症治療」

（司会） あおば病院 久我 義隆

1. 私の依存症治療 国立精神・神経医療研究センター 松本 俊彦

ポスターセッション 10題発表

演題1 アカンプロサートカルシウムの有用性

—アルコール依存症及びクロスアディクションの依存症者を対象に—

のぞえ総合心療病院 堀川 百合子

演題2 泣いた！笑った！頭抱えた！新人PSW奮闘記～A氏との関わりを通して～

雁の巣病院 有留 静香

演題3 G－L I F E（雁の巣病院式薬物依存症再発予防プログラム）始動！！

～当院精神保健福祉士の関わり～

雁の巣病院 稲葉 宣行

演題4 救急病棟に強制入院となった危険ドラッグ依存症患者への

L I F E mini を用いた治療的介入と試み

雁の巣病院 栗田 晋

演題5 連続飲酒により入退院を繰り返す単身高齢のアルコール依存症患者への支援

～在宅生活を継続するために訪問看護を試みて～

菊池有働病院 藤森 美香

演題6 菊陽病院におけるギャンブル依存症治療の取り組み

ギャンブル依存症者グループミーティングから見えてきた課題

菊陽病院 村上 幸大

- 演題7 「お酒も健康もあきらめない」県職員対象節酒プログラムの取り組み
 熊本県精神保健福祉センター 宮本 靖子
- 演題8 理想の飲酒生活とは～本人の思い、家族の思い～
 酒井病院 廣野 竜也
- 演題9 当院入院患者におけるアカンプロサート服用・認識の現状
 大悟病院 高野 辰弥
- 演題10 高齢者アルコール依存症患者への断酒の取り組み～MMSEを通じて見えたもの～
 八代更生病院 藤野 博史

平成27年2月22日(土)

市民公開講座 シンポジウム「アルコール健康障害対策基本法をどのようにいかすか」

(座長) 桜が丘病院 赤木 健利
 益城病院 松永 哲夫

(基調講演)「アルコール健康障害対策基本法」への期待と課題 肥前精神医療センター 杠 岳文
 (シンポジスト)

1. 救命救急センターにおけるアルコール関連問題そして自殺問題について
 熊本医療センター 橋本 聡
2. 内科医の視点から
 千鳥橋病院 有馬 泰治
3. 熊本県精神保健福祉センターにおけるアルコール関連問題への取り組み
 熊本県精神保健福祉センター 山口 喜久雄
4. 飲酒運転の現状等
 熊本県警察本部交通部交通企画課 谷崎 英樹

2 熊本精神科リハビリテーション研究会

本研究会は、熊本県における精神科リハビリテーションに関する研究・研修を目的に平成4年に発足し、県内の精神障がい者のリハビリテーションの実践に携わっている関係職員を会員として、年に1回総会と研究会を開催しています。今年度は31回目の研究会を平成26年11月8日(土)にウエルパルクまもとで開催し、医療機関や行政、社会復帰施設、大学、専門学校などから約100名の参加を頂きました。

【プログラム】

◎ 総会 会長:寺岡 和廣先生 事務局:ニキハーティーホスピタル

◎ 演題発表 7題

Aグループ 座長:地域生活支援センターウィズ 大関 宏治 氏】

演題1「アウトリーチ支援における精神保健福祉士の役割」

発表者 桜が丘病院 大嵐 高昭(精神保健福祉士)

演題2「精神科訪問看護を通して

～利用者がその人らしく生きるために求められる支援～」

発表者 城ヶ崎病院 田口 尚子(看護師)

演題3「患者の想いに寄り添った退院支援」

発表者 益城病院 尾崎 景祐(精神保健福祉士)

Bグループ【座長:熊本駅前看護リハビリテーション学院 山田 勝久 氏】

演題4「精神科看護師の職業性ストレス～看護師と准看護師の比較研究」

発表者 くまもと青明病院 藤木 俊也(看護師)

熊本保健科学大学保健科学部看護学科 矢田 浩紀(看護師)

演題5「高次脳障害に対するデイケアの役割～A氏の関わりを通して～」

発表者 菊陽病院 松藤 裕子(作業療法士)

演題6「精神科デイケアで若年性アルツハイマー型認知症患者を支える」

発表者 菊陽病院 安木 亜紀子(精神保健福祉士)

演題7「心的外傷の治療システムとコーディネーターとしての役割」

発表者 ニキハーティーホスピタル 片山 淳一(精神保健福祉士)

◎ 講演 「大学における発達障害学生支援～就労を目録支援の取り組み」

講師:一橋大学保健センター 准教授 丸田 伯子先生

発達障害をもつ大学生の支援ニーズが、高まってきているなか、教員の意識改革、全学的支援体制の構築、支援を受けるべき学生の特定が重要だという観点に立ち、大学における発達障害学生への支援をどのように行ってこられたかお話しいただきました。

3 自殺予防ゲートキーパー養成研修に関する調査研究

自殺予防ゲートキーパー研修について、アンケート調査等を実施し、現状と課題について考察し研究成果の発表を行った。

調査内容や発表については下記のとおり

○調査方法

<調査1>

平成25年度に県内10圏域保健所で行ったGK養成研修受講者219名に対して、受講前後の理解度や自己効力感の変化を調べるアンケート調査(10項目)を実施した。また、研修受講後に自殺予防に関わった事例について尋ねた。

<調査2>

県内の政令市を除く44市町村において、平成24年～25年のGK養成研修実施の有無を調べ、具体的な研修内容や研修実施が困難であった理由を調査した。また、市町村が要請したGKからつながった事例の有無を尋ねた。

○研究発表

①第38回自殺予防学会

平成26年9月12日

②第50回全国精神保健福祉センター研究協議会

平成26年11月5日

③健康福祉部事例発表 派遣研修報告会

平成27年3月18日

※研究内容については、次(抜粋)のとおり。

熊本県自殺予防ゲートキーパー養成研修の現状と課題

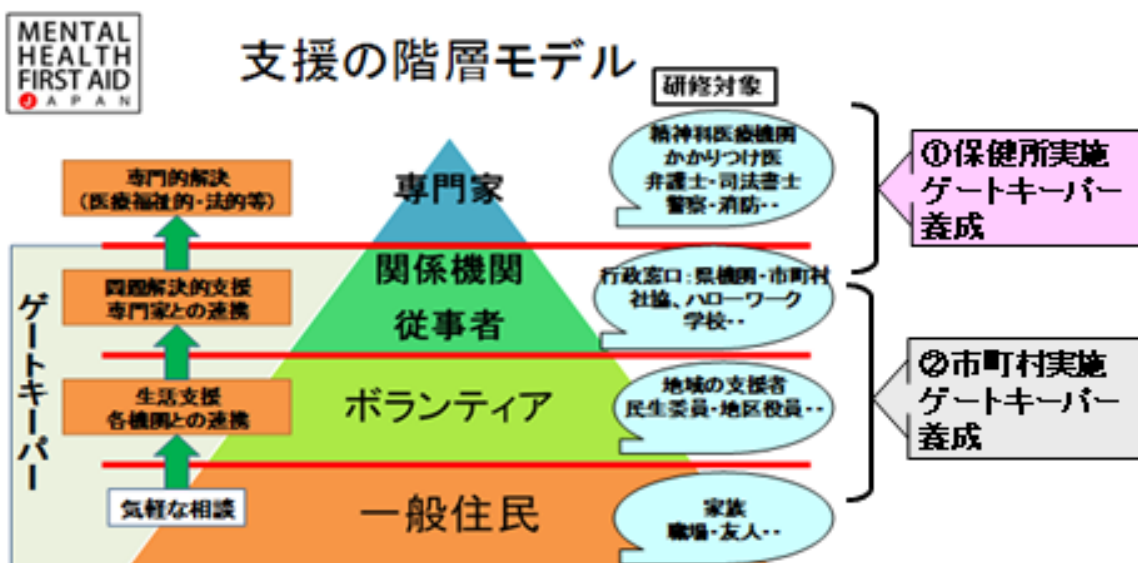


熊本県精神保健福祉センター

山口喜久雄 矢田部裕介 宮本靖子 ○久保礼子 船津徹

早期対応の中心的な役割を果たす人材（ゲートキーパー）を養成する施策

熊本県版ゲートキーパー養成研修体系





事業内容

1 自殺予防ゲートキーパー養成研修(実施:保健所・市町村等)

自殺の危機にある人へ初期介入として、自殺のサインに気づき、危険性を評価し、相談者を適切な機関につなげていくための知識・スキルの習得

①保健所実施 (5.5時間)

【教材】

センター作成 テキスト

【研修内容】

講義～自殺の基礎知識

講義～話の聴き方

演習～自殺に傾いた人への対応

実績 H24:14回 225名
H25:12回 219名

②市町村実施(1~2時間)

【教材】

内閣府作成テキスト・DVD

ゲートキーパー手帳

【研修内容】

講義～ゲートキーパー手帳

演習～話の聴き方

DVD視聴～対応の仕方

実績H24: 8市町村 301名
H25:16市町村 1,905名

1 受講者へ
アンケート調査

2 市町村へ
事業の実態調査



2 自殺予防ゲートキーパー養成講師研修

(実施:精神保健福祉センター)



①当センターのゲートキーパー養成研修パッケージを活用し、圏域で開催する養成研修において、講師として実践できる人材を養成

②内閣府作成のテキストとDVDを活用し、地域住民等を対象に市町村等で開催されるゲートキーパー養成研修会を実施できる人材を養成

講師養成者数

(H23:35名 H24:58名 H25:95名)





自殺予防ゲートキーパー養成講師派遣事業 (実施：精神保健福祉センター)



各圏域において開催される自殺予防ゲートキーパー養成研修において、当センターが実施したゲートキーパー講師養成研修受講者を講師として派遣し、地域での活動を支援する

保健所圏域

H24；1回2名 H25；12回 31名

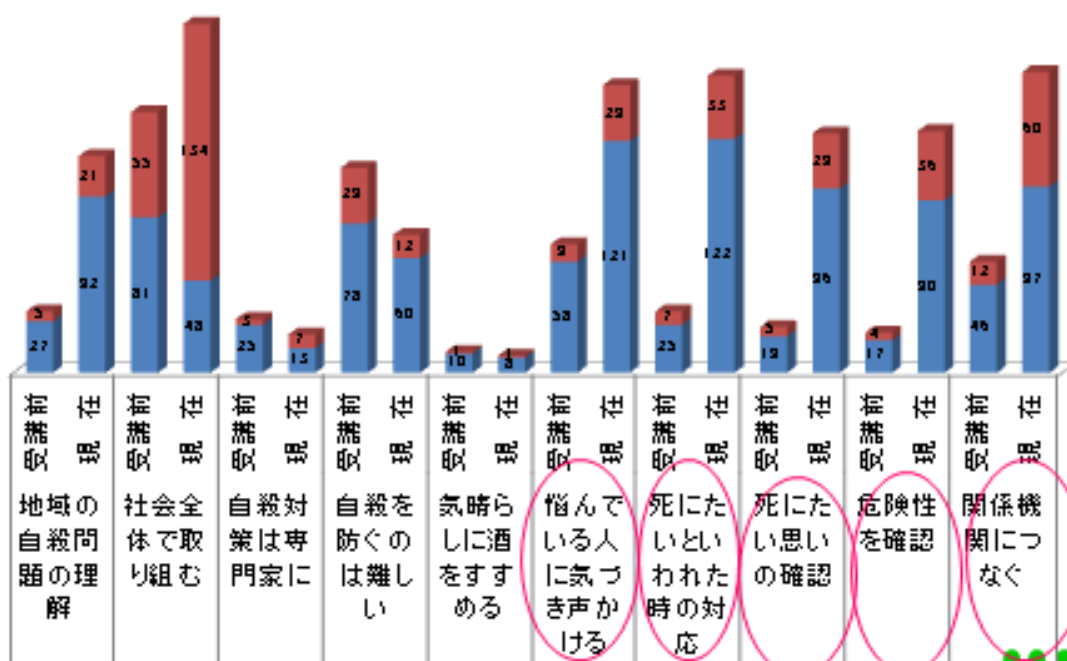
市町村等

H24；3回4名 H25；5回 7名



受講前後の変化

■ やや思う ■ とても思う





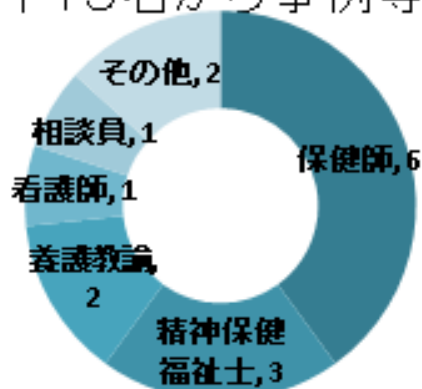
事例紹介

研修を受講後に、実際に相談を受け、自殺を防いだケース等の事例について記載してもらう

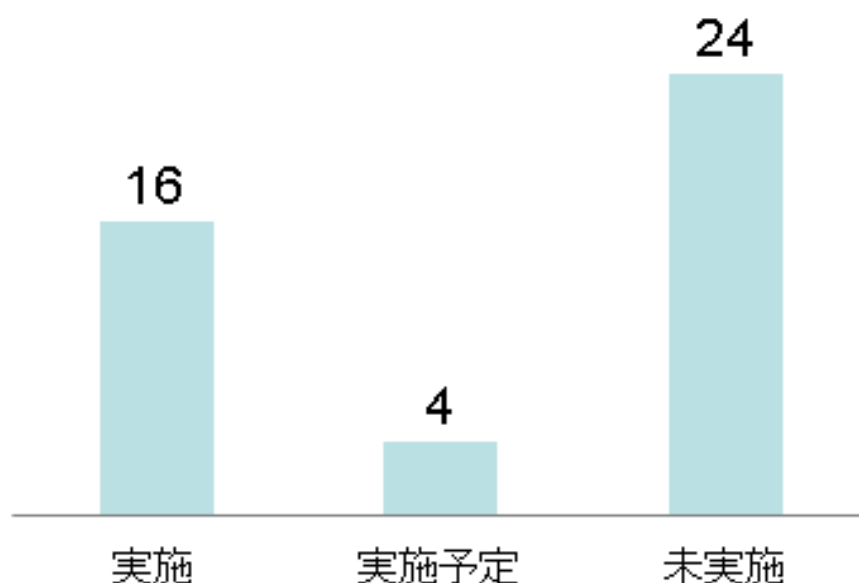


回答者188名中15名から事例等の紹介あり

職種内訳

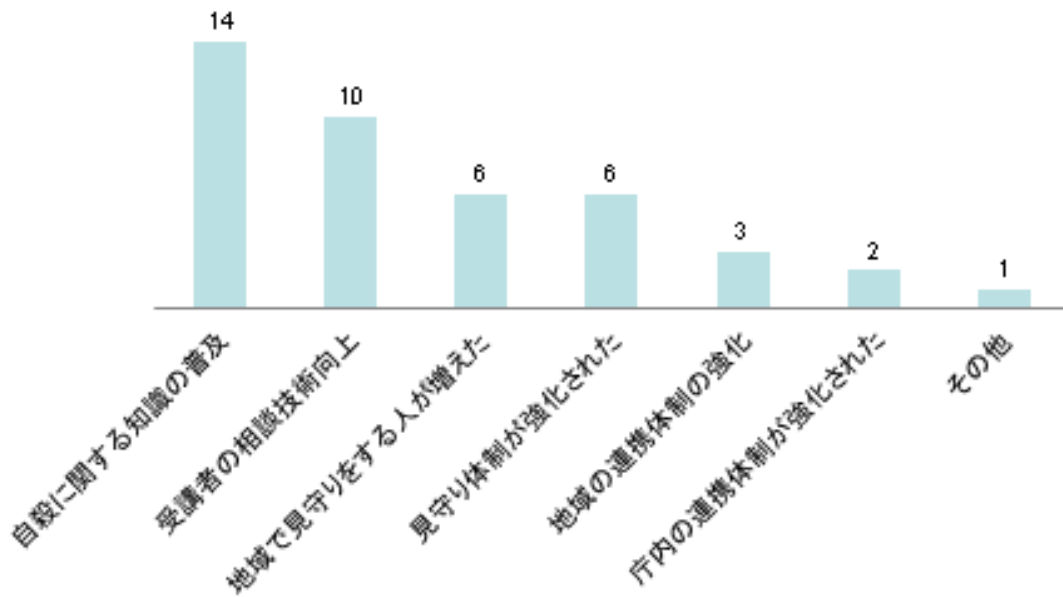


市町村 ゲートキーパー養成研修 実施状況





養成研修を実施して良かった点



平成25年 熊本県の自殺者数減少率が全国1位

雇用状況の改善など社会経済状況の変化
県・市町村・民間団体の様々な取り組みの成果

- * 多重債務相談等での包括相談相談
- * うつ病対策～うつ病連携研修会
- * 民間の電話相談事業(いのちの電話、こころの電話)
- * 自殺予防週間、自殺対策強化月間の啓発
- * ゲートキーパーの養成



<資 料>

精神保健福祉センター運営要領

平成8年1月19日 健医発第57号
各都道府県知事・各指定都市市長宛
厚生省保健医療局長通知

注 平成18年9月29日障発第092900004号による改正現在

精神保健福祉センター（以下「センター」という。）は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第6条に規定されているとおり、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、調査研究を行い、並びに相談及び指導のうち複雑困難なものを行うとともに、精神医療審査会の事務並びに障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第53条第1項及び法第45条第1項の申請に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行う施設であって、次により都道府県（指定都市を含む。以下同じ。）における精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとして、地域精神保健福祉活動推進の中核となる機能を備えなければならない。

1 センターの目標

センターの目標は、地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助に至るまで、広範囲にわたっている。

この目標を達成するためには、保健所及び市町村が行う精神保健福祉業務が効果的に展開されるよう、積極的に技術指導及び技術援助を行うほか、その他の医療、福祉、労働、教育、産業等の精神保健福祉関係諸機関（以下「関係諸機関」という。）と緊密に連携を図ることが必要である。

2 センターの組織

センターの組織は、原則として総務部門、地域精神保健福祉部門、教育研修部門、調査研究部門、精神保健福祉相談部門、精神医療審査会事務部門及び自立支援医療（精神通院医療）・精神障害者保健福祉手帳判定部門等をもって構成する。

職員の構成については、所長のほか、次の職員を擁することとするが、業務に支障がないときは、職務の共通するものについて他の相談機関等を兼務することも差し支えないこと。

なお、ここで示す職員の構成は、標準的な考え方を示すものである。

医師（精神科の診療に十分な経験を有するものであること。）、精神保健福祉士、臨床心理技術者、保健師、看護師、作業療法士、その他センターの業務を行うために必要な職員。

また、その職員のうち精神保健福祉相談員の職を置くよう務めるとともに、所長には、精神保健福祉に造詣の深い医師を充てることが望ましいこと。

3 センターの業務

センターの業務は、企画立案、技術指導及び技術援助、人材育成、普及啓発、調査研究、資料の収集、分析及び提供、精神保健福祉相談、組織の育成、精神医療審査会の審査に関する事務並びに自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定などに大別されるが、それらは極めて密接な関係にあり、これらの業務の総合的な推進によって地域精神保健福祉活動の実践が行われなければならない。

(1) 企画立案

地域精神保健福祉を推進するためには、都道府県の精神保健福祉主管部局及び関係諸機関に対し、専門的立場から、社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等をする。

(2) 技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から、積極的な技術指導及び技術援助を行う。

(3) 人材育成

保健所、市町村、福祉事務所、障害者自立支援法に規定する障害福祉サービスを行う事業所等その他の関係機関等で精神保健福祉業務に従事する職員等に、専門的研修等の人材育成を行い、技術的水準の向上を図る。

(4) 普及啓発

都道府県規模で一般住民に対し、精神保健福祉の知識、精神障害についての正しい知識、精神障害者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

(5) 調査研究

地域精神保健福祉活動の推進並びに精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進等についての調査研究をするとともに、必要な統計及び資料を収集整備し、都道府県、保健所、市町村等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供する。

(6) 精神保健福祉相談

センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑または困難なものを行う。心の健康相談から、精神医療に係る相談、社会復帰相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期、認知症等の特定相談を含め、精神保健福祉全般の相談を実施する。センターは、これらの事例についての相談指導を行うためには、総合的技術センターとしての立場から適切な対応を行うとともに、必要に応じて関係諸機関の協力を求めるものとする。

(7) 組織育成

地域精神保健福祉の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要である。このため、センターは、家族会、患者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力する。

(8) 精神医療審査会の審査に関する事務

精神医療審査会の開催事務及び審査遂行上必要な調査その他当該審査会の審査に関する事務を行うものとする。

また、法第38条の4の規定による請求等の受付についても、精神保健福祉センターにおいて行うなど審査の客観性、独立性を確保できる体制を整えるものとする。

(9) 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定

センターは、法第45条第1項の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定業務及び障害者自立支援法第52条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を行うものとする。

4 その他

(1) センターは、診療機能や、デイケア、障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス等のリハビリテーション機能をもつことが望ましい。診療機能及びリハビリテーション機能をもつに際しては、精神医療審査会事務並びに自立支援医療（精神通院医療）費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の判定を行うことから、その判定等が公正に行われるよう、透明性及び公平性の確保に配慮する必要がある。

(2) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）による地域社会における処遇については、保護観察所長が定める処遇の実施計画に基づき、地域精神保健福祉業務の一環として実施されるものであり、センターにおいても保護観察所等関係機関相互の連携により必要な対応を行うことが求められる。

(3) その他、センターは、地域の実情に応じ、精神保健福祉の分野における技術的中枢として、必要な業務を行う。